

【3 特別徴収継続の場合】(例: 転勤先・再就職先で引き続き徴収する場合)

給与支払報告書
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年 度	1 右から番号を記入	現年度						新年度						両年度					
		1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6
特 別 徹 収 義 務 者 号		2	1	2	3	4	5	6											
宛 名 番 号		1	3	4	5	6	7	8											
所 属	人事課																		
氏 名	○× 花子																		
電 話	0770-○×-×××																		

「個人番号（マイナンバー）」は、記入しないで、新勤務先へ提出します（新勤務先で記入してください。）。

在地
〒914-0811
福井県敦賀市中央町2丁目〇-〇

ガナ
カブシキガイシャマルマル

氏名又は名称
株式会社〇〇

個人番号
1234567890123

又は法人番号
1234567890123

12月20日退職で12月分まで特別徴収した給与所得者が、1月から新しい会社で特別徴収する場合。

給与所得者番号	ツルガ タロウ 敦賀 太郎	特別徴収税額 (年税額) 108,000	(イ) 徴収済額 6 月から 12 月まで 59,000 円	未徴収税額 (ア) - (イ) 1 月から 5 月まで 49,000 円	異動年月日 × 年 12 月 20 日	異動の事由 1 退転休死 払少額 不定期解雇 2 3 死亡 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 3 合併 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 6 7 8 9 10 11 12 13 14 7 8 9 10 11 12 13 14 8 9 10 11 12 13 14 9 10 11 12 13 14 10 11 12 13 14 11 12 13 14 12 13 14 13 14 14	特別徴収継続の欄 1 特別徴収継続											
受給者番号	A001-123	年 1月1日 現在の住所 敦賀市松島町〇-〇-〇	月 5 月まで	日 20 日	右から番号を記入 12345678901234	事由・理由 [事由・理由]	1 特別徴収継続											
異動後の住所 (電話番号)	同上 (080-1234-1234)	1 特別徴収継続	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17

1 特別徴収継続の場合 (特別徴収義務者指定期定番号) 8 1 2 3 4 5 6	新規	法 人 番 号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	新しい勤務先へは、月割額 9,800 円を 1 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在 地 福井県敦賀市開町〇-△	担当者連絡先 総務課	受給者番号 0000-00000	1 特別徴収継続
フリガナ カブシキガイシャ シカクシカク	氏名 中央 太郎	納付書の要否 (新規の場合のみ記載) 2 記入	2 必要 1 不要
氏名又は名称 株式会社□□	電話 0770-22-×××	内線 ()	

1. 特別徴収継続を選択し、下段の「1.特別徴収継続の場合」の欄も記入してください。

2 一括徴収の場合 理由 1 異動が 年 1 2 月 2 異動が 年 1 月 右から番号を記入	徴収予定額	左記の一括徴収した税額は、
3 普通徴収の場合 理由 1 異動が 年 1 2 月 3 月 2 年 5 月 3 1 日まで 3 死亡による退職であるため 右から番号を記入	入力	点検

電子での税額通知書（納税義務者用）の受取を選択している場合は、異動届出書（特別徴収継続の場合）や特別徴収への切替依頼書をご提出の際、必ず受給者番号を記載してください。

- (注) 新年度分又は両年度分の異動届出書を作成する場合における「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄等の記載方法
- 新年度分の異動届出書を作成する場合であって、新しい勤務先において特別徴収されることを希望する場合、本欄は記載せずに、「1 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。普通徴収されることを希望する場合、本欄及び各徴収方法欄は記載不要です。
 - 両年度分の異動届出書を作成する場合、本欄は異動年月日時点で、現に特別徴収している特別徴収税額について記載してください。
 - 両年度分の異動届出書を提出する場合における、現年度分及び新年度分それぞれの異動後の税額については、原則として以下の徴収方法によることを希望しているものとして扱われます。
- (現年度分) 本欄で選択した徴収方法。 (新年度分) 「1 特別徴収継続の場合」欄に記載があった場合は新しい勤務先における特別徴収。記載がなかった場合は普通徴収。